

平成18年度

知事が行う政策等の評価に関する実施計画

抜粋版(継続評価箇所部)

平成18年4月1日

秋 田 県 知 事

9 新規箇所評価結果の政策等への反映

新規箇所所管課長は、新規箇所評価の結果を、事業内容の見直しや事業着手等の今後の対応方針及び予算要求に反映させるものとする。

10 新規箇所評価結果の活用

新規箇所所管課長は、新規箇所評価の結果を予算要求における説明資料として活用し、農林水産部長、建設交通部長及び財政課長は、予算編成の検討資料として活用するものとする。

三 公共事業継続箇所評価について

1 継続箇所評価の目的

公共事業継続箇所評価は、県が継続して実施している公共事業の必要性や効率性等について箇所別に評価を行い、翌年度の事業の継続、中止等の判断を行うための有用な情報を提供することを目的として実施するものとする。

2 継続箇所評価の対象

(1) 継続評価

公共事業継続箇所評価は、県が継続して実施している総事業費が5億円以上の公共事業（農林水産部及び建設交通部が所管する国庫補助事業及び県単独事業）であって、事業に着手した日から2年を経過又は継続箇所評価を実施した日から3年を経過した日の属する年度が平成18年度である事業箇所及び当初段階からの新たな総事業費の増額が3割以上の事業箇所を対象として実施するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所
- 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所
- 三 当年度に再評価を予定している事業箇所

(2) 再評価

再評価は、農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁並びに国土交通省が所管する国庫補助事業（管理に係る事業を除く。）で、県が事業主体として実施している次の各号のいずれかに該当する事業箇所を対象とするものとする。

ア 農林水産省生産局及び農村振興局所管事業

- 一 採択後5年経過及び再評価後5年経過した事業箇所

イ 林野庁所管事業

- 一 採択後5年経過及び再評価後5年経過した事業箇所

ウ 水産庁所管事業

- 一 採択後5年経過及び再評価後5年経過した事業箇所
- 二 海岸事業で、採択後5年間未着工及び10年間継続の事業箇所

エ 国土交通省所管事業

- 一 採択後5年間未着工及び10年間継続の事業箇所
- 二 採択前の準備・計画段階で5年経過した事業箇所
- 三 再評価実施後5年（下水道事業にあっては10年）経過した事業箇所

オ 前各号に掲げるもののほか、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要が生じた事業箇所

3 継続箇所評価の実施主体

継続箇所評価の対象事業箇所を所管する課長（以下「継続箇所所管課長」という。）が実施するものとする。

4 継続箇所評価の観点及び評価項目

継続箇所評価は、次の各号に掲げる観点から、別表7（1）～（35）に定める基準に基づき点検し、さらに社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合的に行うものとする。

- ア 必要性の観点
- イ 緊急性の観点
- ウ 有効性の観点
- エ 効率性の観点
- オ 熟度の観点

5 継続箇所の効果の把握

継続箇所評価の対象となる事業箇所の効果は、事業終了後の効果を予測して把握するものとする。

なお、再評価においては、農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁並びに国土交通省が事業毎に定める算出方法に基づき把握するものとする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

学識経験者及び一般公募の委員からなる公共事業評価専門委員会の意見を聴くことにより、継続箇所評価の対応方針等に反映させるものとする。

7 継続箇所評価の実施の時期

継続箇所所管課長は、継続評価においては6月30日までに、再評価においては平成19年度当初予算見積書の提出期限までに実施するものとする。

8 評価調書

（1）評価調書の様式

継続箇所評価に用いる評価調書は、別紙様式7「公共事業継続箇所評価調書」とする。

（2）評価調書の提出先と提出の時期

農林政策課長及び建設交通政策課長は、継続箇所所管課長が作成した公共事業継続箇所評価調書を点検し、これを取りまとめ、7に規定する期限までに総合政策課長に1部提出しなければならない。

9 継続箇所評価結果の政策等への反映

継続箇所所管課長は、継続箇所評価の結果を、事業内容の見直しや翌年度の事業の推進方向として、事業の継続、中止等の判断に反映させるものとする。

10 継続箇所評価結果の活用

継続箇所所管課長は、継続箇所評価の結果を予算要求における説明資料として活用し、農林水産部長、建設交通部長及び財政課長は、予算編成の検討資料として活用するものとする。